弾力的運用制度の フォローアップについて

- 特認校制•••西田学園義務教育学校
 - • 金透小学校
- 隣接区域選択制・・・行健第二小学校 2
 - • 富田東小学校

令和4年7月27日

郡山市教育委員会事務局 学校教育部学校教育推進課

【目次】

		V
1	通学区域の弾力化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ページ • 1
2	学校教育審議会・特別委員会これまでの経緯・・	• 2
3	これまでの変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
4	特認校制(西田学園)の対象校・・・・・・・	• 4
5	隣接区域選択制の対象校・・・・・・・・・・	• 5
6	特認校制(金透小)の対象校・・・・・・・・	• 6
7	隣接区域選択制及び特認校制(金透小)卒業後の	
	就学状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 8
8	過大規模校の現状・・・・・・・・・・・・・	• 10
9	募集(受入)人数等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 12
10	弾力的運用制度の今年度スケジュール・・・・	• 14
【参	。 参考 関係法令・規則 抜粋】・・・・・・・・・	• 15

1 通学区域の弾力化

本市においては、学校教育法施行令第5条第2項、及び郡山市 学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則第2条の規定 により、住所地に基づき通学区域を指定している。

また、同規則第5条第1項において、通学区域外就学許可基準 (転居、留守家庭等)を設け、弾力的運用を図ってきた。

平成30年度以降の学校選択制(弾力的運用)導入については、次ページのとおりである。

なお、学校選択制(弾力的運用)には、以下の分類がある。

区分	分 類	内容等
(1)	自由選択制	市内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認 めるもの
(2)	ブロック選択制	市内をブロックに分け、そのブロック内の希望する 学校に就学を認めるもの
(3)	隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の 希望する学校に就学を認めるもの
(4)	特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校につい て、通学区域に関係なく、就学を認めるもの
(5)	特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住 する者について、学校選択を認めるもの

2 学校教育審議会・特別委員会これまでの経緯 ~平成28年7月以降~

平成28年7月から審議開始

~平成30年4月提言書とりまとめ

児童生徒減少 時代における 義務教育の 保障 本市の人口・児童生徒数減少時代において義務教育を保障することが教育行政の重要課題と位置づけ、過小規模校と過大規模校が発生している現状から、平成28年7月から特別委員を委嘱、平成30年4月「本市における今後の通学区域等のあり方について」提言書をとりまとめた。

平成30年4月 西田学園 開校 ・平成30年4月 西田学園を特認校に指定

平成29年5月現在、通常学級数が12以上の小・中学校の通学区域に住所のある小6及び入学予定児童について、西田学園への入学を認めた制度。

平成31年4月 過大規模校 対策 ・隣接区域選択制を導入

平成30年5月現在、行健第二小、富田東小の通学区域に住所のある児童(小1~小5)及び入学予定児童について、希望する隣接校への就学を認めた制度。選択すると住所地の中学校、または通学した小学校児童が進学する中学校に進学可能。

• 金诱小学校を特認校に指定

平成30年5月現在、通常学級数が19以上の小学校の通学区域に住所のある児童(小1~小5)及び入学予定の児童について、金透小への就学を認めた制度。選択すると住所地の中学校、または郡山第二中に進学可能。

令和2年4月 弾力的運用の 拡充 ・市外からの転入児童生徒への対応変更

「募集期間のみ受付」から

「募集期間後希望する学校が受入可能であれば随時受付可」へ

• 西田学園の募集範囲拡大

「新1年生と新7年生のみ」から「全学年」へ

3 これまでの変更

変更前	変更後
(1)市外からの転入児童生徒(未就	忧学児童) (隣接区域選択制と特認校制)
(令和元年度入学児童)	(令和2年度入学児童)
・転入し就学する学校が決定している場合、募集期間内であれば受付。	・転入し就学する学校が決定している場合、募集期間内であれば受付。 ・募集期間後、希望する学校が受入可能であれば、随時受付。
(2)市外からの転入児童生徒	
(小学1年生~6年生	E、西田学園後期課程) (隣接区域選択制と特認校制)
(令和元年度入学児童生徒)	(令和2年度就学児童生徒)
・市外からの転入児童生徒については、対応していない。	・令和2年4月1日以降、本市に転入した日から希望する学校が受入可能であれば、就学(転校)することを認める(ただし、経過措置として修了式の翌日(令和2年3月24日)から、転入児童生徒が希望する学校が受入可能であれば、就学(転校)することを認める。)。
(3)西田学園の特認校制	
(令和元年度入学児童生徒)	(令和2年度就学児童生徒)
・新1年生及び新7年生のみの募集	• <u>全学年で募集する。</u>

4 特認校制(西田学園)の対象校

平成30年4月に義務教育学校として開校した「西田学園」は、小規模校対策や特色ある学校教育を先進的に推進するため、開校と同時に、特認校に指定した。

対象校については、通常学級数が12以上とし、3年毎に見直すこととしている。

(1) 制度が利用できる対象校数及び制度利用者数 (単位:人)

		就学者数						
課程	制度が利用できる対象校数 (通常学級数が12以上)	H 30 年 度	R 元 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度		
前期	平成30年度~令和2年度(29校) 令和3年度~(28校)	0	2	6	10	6		
後期	平成30年度~令和2年度(14校) 令和3年度~(12校)	0	0	3	0	0		

[※]R2年度に見直しを行った。

(2) 学年別制度利用者数

			前	期課	程			後期課程				۵
年度	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	7 年	8 年	9 年	計	計
H30	0	-	-	-	-	-	0	0	-	-	0	0
R元	2	-	-	-	-	-	2	0	-	-	0	2
R 2	5	0	0	1	0	0	6	1	0	2	3	9
R 3	7	1	0	1	0	1	10	0	0	0	0	10
R 4	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6

隣接区域選択制の対象校

児童数の増加が予想される小学校について、学習環境の充実及び 学校規模の平準化を早急に図るため、平成31年4月から導入した。

(1) 隣接する小学校及び制度利用者数

(単位:人)

学校		隣接仪(別	学九小学	义)	
子权	就学先	R元	R 2	R 3	R 4
	日和田小学校	0	0	0	0
/= /zh/c/c1. >>/	明健小学校	7	3	5	4
行健第二小学 校	行徳小学校	2	0	0	0
	喜久田小学校	0	0	3	0
	合計	9	3	8	4
	行徳小学校	1	3	2	0
	喜久田小学校	0	1	2	2
	桃見台小学校	4	2	1	1
富田東小学校	赤木小学校	2	1	1	0
	大島小学校	4	9	10	3
	富田小学校	6	4	7	7
	合計	17	20	23	13

(2) 学年別制度利用者数

学校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
	R元	3	0	0	1	3	2	9
行健第二小学校	R 2	3	0	0	0	0	0	3
1] 健寿—小子仪	R 3	6	0	0	0	1	1	8
	R 4	4	0	0	0	0	0	4
	R元	6	2	4	2	1	2	17
富田東小学校	R 2	14	0	0	3	3	0	20
鱼田米小子仪	R 3	19	3	1	0	0	0	23
	R 4	13	0	0	0	0	0	13

6 特認校制(金透小)の対象校

金透小学校は、長年にわたり研究公開を行うなど本市の教育を リードしている。

また、引き続き研究を進めながら広く授業を公開するためには、 一定規模以上の人数が必要である。

こうした中、平成29年4月、郡山富田駅の開業により、公共交 通機関が通学に利用できるようになった。

以上のことから、平成31年4月より金透小学校を特認校に指定 した。

対象校については、通常学級数が19以上とし、3年毎に見直すこととしている。

(1)制度が利用できる小学校及び制度利用者数 (単位:人)

制度が利用できる対象校		制度利	用者数	
(通常学級数が19以上)	R元年度	R2年度	R3年度	R 4年度
令和元年度~3年度【8校】 (行健・行健第二・安積 第一・芳賀・富田東・大島・ 大成・朝日が丘)	16	16	16	7
令和4年度~【5校】 (行健・行健第二・富田東・ 大島・大成)				

※R3年度に見直しを行った。

(2) 学年別制度利用者数

2年 合計 年度 1年 5年 6年 3年 4年 R元 6 4 2 2 1 1 16 R 2 1 16 15 0 0 0 0 R 3 0 2 0 3 16 11 0 R 4 6 0 0 0 1 0

(3) 対象校別制度利用者数

対象校	R元年度	R 2年度	R3年度	R 4年度
行健小	6	3	5	1
行健第二小	1	0	0	0
安積第一小	1	4	3	1
芳賀小	3	4	2	0
富田東小	1	0	4	2
大島小	2	3	1	3
大成小	1	2	1	0
朝日が丘小	1	0	0	0
合計	16	16	16	7

7 隣接区域選択制及び特認校制 (金透小)卒業後の就学状況

(1) 隣接区域選択制卒業後の就学状況 (単位:人)

(,) 1)41	隣接校		入学年度		(十四 -)()
小学校			八子牛反		计学生中学校
小子仪	(就学先 小学校)	R2年度	R 3年度	R 4年度	就学先中学校
	明健小	5			明健中
/ - /7th	行徳小		2		行健中
行健 第二	喜久田小	1			喜久田中
73—	音入田小			1	明健中
	合計	6	2	1	
	行徳小	1			行健中
	桃見台小	2		2	郡山第五中
	大島小	1	1	7	郡山第五中
富田東	富田小	1			郡山第六中
	由 四小	3	2		富田中
	赤木小			1	郡山第五中
	合計	8	3	1 0	

(2)特認校制(金透小)卒業後の就学状況 (単位:人)

小学校	対象校		入学年度		1 就学先中学校
	川 刈家仪	R 2年度	R3年度	R 4年度	机子 元甲子仪
	行健小	1	1	1	
	富田東小			1	
金透	安積一小			1	郡山第二中
並透	芳賀小			1	
	大成小			1	
	合計	1	1	5	

[※] 預け先などの事由により対象校へ区域外就学していた児童で、 本制度に切り替えた児童を含む。

8 過大規模校の現状

過大規模校の令和4年度(5月1日現在)と令和5、6年度の 児童生徒数の推計 ※(実児童数/住所地推計)の割合を換算

- ※ R5、6年度の1年生は令和4年5月1日現在の推計値
- ※ 室数は1・2年生は30人学級、3年生以上は33人学級で試算
- ※ R5、6年度の特別支援の児童数は、R4年度の特別支援の児童数で試算

(1) 行健第二小学校(普通教室として使用可能な室数:19)

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 支援	合計
D /	人	78	102	100	85	96	83	31	575
R 4	室	3	4	3	3	3	3	5	24
R 5	人	※ 86	78	102	100	85	96	31	578
K 5	室	3	3	4	3	3	3	5	24
R 6	人	※ 90	※ 86	78	102	100	85	31	572
ΚO	室	3	3	3	4	3	3	5	24

(2) 富田東小学校(普通教室として使用可能な室数:31)

区分		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 支援	合計
R 4	人	147	165	146	145	162	135	46	946
K 4	室	5	6	5	5	5	5	7	38
R 5	人	※ 173	147	165	146	145	162	46	984
K 5	室	6	5	5	5	5	5	7	38
D 6	人	※ 138	※ 173	147	165	146	145	46	960
R 6	室	5	6	5	5	5	5	7	38

(3) 富田中学校(普通教室として使用可能な室数:22)

区分		1年	2年	3年	特別 支援	合計
D /	人	229	246	218	19	712
R 4	室	(8) 7	8	7	3	25
R 5	人	214	229	246	19	708
	室	8	7	8	3	26
R 6	人	250	214	229	19	712
	室	9	7	7	3	26

- ※ R5、6年度の1年の生徒数は、R4年5月1日現在の富田小と富田東小の児童数の合計
- ※ 室数は1年生は30人学級、2・3年生は33人学級で試算
- ※ R5、6年度の特別支援の生徒数は、R4年度の特別支援の生徒数で試算

弾力的運用を導入している行健第二小学校及び富田東小学校の推計児 童数について、横ばいであるが教室が不足している。

令和4年度以降の推計は、弾力的運用を加味した試算でないことから、 引き続き当該制度を活用していく必要がある。

弾力的運用を導入していない富田中学校は、富田東小学校から進学する中学校であるため、推計生徒数は富田東小学校同様に横ばいであり、 教室も不足している。

当該制度を導入していないが、今後の状況を注視していく必要がある。

※ 少人数学級と少人数指導(例:小3に72人が在籍=教員3人配置)

1組 2組 3組 24人 24人 数学級

少人数 1 組 2 組 少人数 指導 36人 36人 担当

◇ 市町村教育委員会が、校長の意見を聴取しながら各学校の実態に応じ、少人数学級又は少人数指導を選択し、県教育委員会が指定する。

少人数指導担当は学級担任と協力して活動、1学級に2人先生が入ったり、 学年、学級を小グループに分けたりして指導。

9 募集(受入)人数等

(1) 隣接区域選択制(行健第二小、富田東小) <u>隣接する小学校の受入可能人数を元に、期間(10月1日から末日)を</u> 定め、募集を行う。

【参考】令和元年度~令和4年度募集(受入)人数 (単位:人)

No.	隣接小学校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
		R元	10	0	17	18	8	8	61
1	日和田小学校	R 2	6	12	10	10	10	10	58
'	口们四小子仅	R 3	30	27	31	7	21	25	141
		R 4	3	10	32	31	7	23	106
		R元	7	4	8	8	9	10	46
2	明健小学校	R 2	27	22	24	23	27	24	147
۷	· 方庭小子仅	R 3	18	17	27	23	20	25	130
		R 4	8	8	23	26	19	20	104
		R元	0	8	8	12	4	14	46
3	行徳小学校	R 2	5	2	7	10	10	2	36
3	111心(八十)人	R 3	10	2	10	10	10	10	52
		R 4	8	27	11	10	12	20	88
		R元	20	29	4	18	0	24	95
4	喜久田小学校	R 2	27	26	5	5	13	1	77
4	各人四小子仪	R 3	15	25	33	38	37	20	168
		R 4	23	14	31	1	3	4	76
		R元	36	7	5	11	4	8	71
5	桃見台小学校	R 2	10	20	17	17	28	19	111
5	16元日小子12	R 3	3	2	26	17	21	26	95
		R 4	12	10	10	27	16	22	97
		R元	17	21	17	25	38	25	143
6	赤木小学校	R 2	8	7	34	17	20	36	122
J	グバトイン・ユーバス	R 3	9	7	16	32	12	15	91
		R 4	10	5	5	5	10	5	40

No.	隣接小学校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
		R元	10	12	18	4	6	10	60
7	大島小学校	R 2	6	2	3	8	29	27	75
,	八岳小子仪	R 3	16	6	18	10	16	23	89
		R 4	0	22	29	16	0	9	76
		R元	22	0	14	24	13	26	99
8	富田小学校	R 2	15	10	10	16	24	12	87
0	鱼四小子仅	R 3	6	3	3	0	3	5	20
		R 4	21	5	14	21	11	18	90
		R元	122	81	91	120	82	125	621
	合 計	R 2	104	101	110	106	161	131	713
		R 3	107	89	164	137	140	149	786
		R 4	85	101	155	137	78	121	677

(2)特認校制

西田学園及び金透小学校の受入可能人数を元に、期間(小学校・前期課程は10月1日から末日、後期課程は1月10日前後から2月20日前後)を定め、募集を行う。

【参考】平成30年度~令和4年度募集(受入)人数 (単位:人)

特認校	年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8 年	9 年	合計
	H30	5	-	-	-	-	-	20	-	-	25
T	R元	5	-	-	-	-	-	20	-	-	25
西田学園 義務教育学校	R 2	20	20	3	2	5	5	10	5	5	75
	R 3	10	5	5	5	5	5	10	7	1	53
	R 4	10	5	5	5	5	5	7	10	8	60
	R元	20	15	16	18	11	3	-	-	-	83
今 法小 <u>尚</u> 坛	R 2	19	4	16	15	18	10	-	-	-	82
金透小学校	R 3	17	0	10	5	5	5	-	-	-	42
	R 4	20	2	0	12	5	5	-	-	-	44

10 弾力的運用制度の今年度スケジュール

(2022/7/27 現在)

時期	会議等	内容等
令和4年10月初め	令和5年度 小学1年生 入学通知書発送・募集開始	募集人数の周知(広報 こおりやま10月号等)
令和4年10月	令和5年度 中学校の就学校の確認	制度を利用した小学校 6年生に対し、就学す る中学校を確認する
令和4年10月	西田学園(前期課程) 学校見学会開催	適宜実施(学校におい て計画)
令和4月11月初め	募集締切・抽選・就学者の 決定	
令和5年1月	新中学1年生入学通知書発送·西田学園(後期課程) 募集開始 西田学園学校見学会	西田学園(後期課程) 募集人数の周知(広報 こおりやま1月号等)
令和5年2月	後期課程募集締切・抽選・ 就学者の決定	
令和5年4月	希望校に就学	

【参考 関係法令・規則 抜粋】

○学校教育法施行令

昭和28年10月31日 政令第340号

第5条

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合又は当該市町村の設置する中学校(法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3第1項、第7条及び第8条において同じ。)及び義務教育学校の数の合計数が2以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

○郡山市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則

昭和42年4月30日

郡山市教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第2項及び第6条の規定に基づき、市内に居住する就学予定者及び就学中の学齢児童生徒(以下「学齢児童生徒」という。)の就学すべき学校の指定について必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 学齢児童生徒の就学すべき学校の指定区域(以下「通学区域」という。)は、 別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(学校選択制)

第3条 保護者は、学齢児童生徒の就学すべき学校の希望について、あらかじめ意見を述べることができる。

2 教育長は、前項に規定する保護者の意見を踏まえて、就学する学校を指定することができる。

(転校)

第4条 就学中の学齢児童生徒に住所の変更があったときは、直ちに当該変更にかかる 通学区域の学校に転校させるものとする。

(指定の変更等)

第5条 保護者は、学齢児童生徒が、病弱その他の事情により指定された学校の変更の申立てをしようとするときは、通学区域外就学許可申請書(第1号様式)に事実を証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育長は、通学区域外の就学を許可又は許可しない旨の決定をしたときは、通学区域外就学許可(不許可)通知書(第2号様式)を保護者に交付する。
- 3 前項の通学区域外の就学の許可後において、虚偽の申請であることを発見したときは、直ちにその許可を取消すものとする。
- 4 教育長は、第2条の規定にかかわらず、保護者がその指定された学校の変更の申立てができる学校の通学区域を定め、公表するものとする。